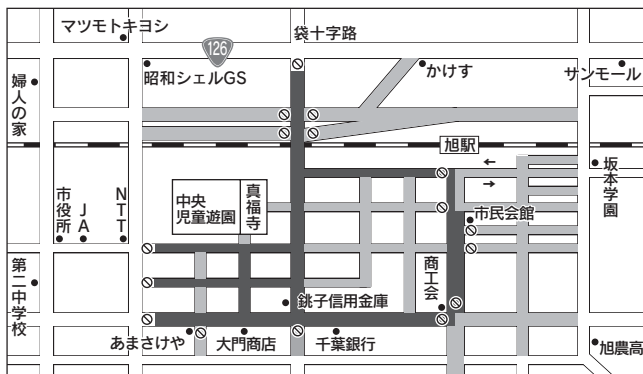


七夕市民まっりの期間中は 通行許可証が必要です！

交通規制の時間内に通行する車両は、許可申請を行ってください。横断の場合は規制区域内でも、許可証の必要はありません。ただし、みこしやお囃子などの通行が優先されます。

規制日時／8月6日(土)、7日(日) 午後2時～8時30分
必要書類など／申請書正・副1部(旭警察署にあります)、
 運転免許証・車検証の写し、通行箇所図(各2部)、印鑑
受付期間／7月29日(金)まで 午前8時30分～午後5時
 (土・日曜日、祝日を除く)

申請・問い合わせ先 旭警察署交通課(☎64-0110)



○車両通行止 ■規制区域(横断可) ■通行注意区域

住宅が被災した人などは 郵便物の転送手続きを忘れずに！



大切な郵便物を受け取るために

転居先が分からず、郵便物が戻ってきってしまう事例が増えています。引っ越しなどをしたら、郵便局で転送の手続きをしましょう。

特に今回の震災で、住所地以外に居住または避難している人は、必ず転送の手続きをしてください。郵便物には、震災に関する大切な情報なども多く含まれています。また転居が長期に及ぶ場合は、住民票を移動してください。

消費生活センター

ほんと通信 Vol.4

震災関連の消費者トラブル ～住宅の修理～



東北の被災地域では、住宅の修理に関するトラブルが多く発生しています。市の消費生活センターにも、住宅修理に関する相談が寄せられています。

液状化による補修工事などは契約金額が高額であったり、施工内容が複雑で消費者にとっては理解が難しかったりします。後悔しないためにも、契約は慎重にしましょう。どのような工事なのか、施工のリスクや安全性はどうかなど、よく確認してください。心配なときは、消費生活センターへ相談してください。

■アドバイス

①その場で決めない、一人で決めない

突然見知らぬ業者が自宅を訪問し、十分な説明をせずに契約を急がせる場合があります。業者の説明だけをうのみにせず、複数の業者から見積もりを取り、家族や専門家に相談するなど、時間をかけて検討しましょう。後で業者と連絡が取れなくなって困った、ということがないよう、訪問を受けた時点で、業者の所在、連絡先を確認してください。

②訪問販売での契約はクーリング・オフができる

訪問販売で契約した場合は、書面を受け取った日から8日以内に通知を発信すれば、工事が終わっていても契約解除ができます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、勧誘方法に問題があれば取り消しができる場合があります。

③工事の前に、契約内容をよく確認する

工事の日程や、内容、費用の内訳、支払い時期などを事前に確認します。納得できないときは、業者に説明を求めましょう。このような消費者の申し出に誠実に対応しない業者とは、契約を控えましょう。

④工事の完了後も確認を

契約どおりの工事が行われたかを確認する前に、代金の全額を支払うことは避けましょう。

☎旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)